

内部通報(ヘルプライン)規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ミーネット（以下「法人」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は法人の役職員に対して適用する。

(通報等)

第3条 法人または役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（法人が行う事業に直接的または間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

- 2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）は、この規程による保護の対象となる。
- 3 申告事項が生じ、または生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対し電話、電子メール又は直接面談する方法などにより通報等を行うことができる。ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

- (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス統括管理責任者（担当理事）
 - (2) 監事
 - (3) コプライアンス推進責任者（事務局長）
 - (4) 外部機関
- 2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規程は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第5条 通報等をうけたヘルプライン窓口の者は、通報者に対して、通報等をうけた日から14日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実

に真実を述べるものとする。

- 4 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の者において調査することを原則とするが、職員を指名して調査を命じ、又は弁護士等の有職者に調査を依頼することができる。（以下、調査を行う職員及び有識者を「調査者」という。）
- 5 調査にあたっては、通報者が明らかになることがないように、また、通報者の対象となった者または調査に協力した職員等の信用、名誉及びプライバシーが侵害されないよう配慮しなければならない。

（通報者の保護）

第6条 この法人は、通報者が通報等を行ったことを理由として、通報者に対して解雇等の不当な扱いを行ってはならない。

- 2 この法人は、通報者に対して不当な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員に対して、その職に応じて次の対応を行うことができる。
 - (1) 理事及び監事への事実の通知
 - (2) 職員懲戒処分
 - (3) 非常勤職員懲戒処分
- 3 前2項の規定は、通報者に協力した役職員及びその通報を受けた事項に関する調査に協力した役職員に対する不当な取り扱い等に対しても適用する。

（秘密保持）

第7条 ヘルプライン窓口及び第5条第4項に規定する調査者は、申告事項及びその調査に関する秘密を漏洩してはならない。

- 2 この法人は、正当な理由なく前項の秘密を漏洩した者を前条第2項と同様の対応を行うことができる。

（通知）

第8条 ヘルプライン窓口の者は、通報者に対し、調査結果を通知しなければならない。

（コンプライアンス統括管理責任者への報告）

第9条 ヘルプライン窓口の者は、コンプライアンス統括管理責任者に調査結果を報告し、また直近に開催される理事会においても報告しなければならない。

（情報の記録と管理）

第10条 通報等を受けたヘルプライン窓口の者及び調査者は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口の者及び調査者並びにコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、通報者の同意がない限り、通報者の名前等の情報を開示してはならない。
- 3 この法人の役職員は、ヘルプライン窓口の者及び調査者に対して、通報者の氏名を開示

するように求めてはならない。

(不正の目的)

第11条 役職員は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正目的の通報を行ってはならない。

2 この法人は、前項の規定に違反して通報を行ったものに対し、第6条第2項の対応を行うことができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改正・廃止は、理事会の決議を得て行うものとする。

附 則

本規程は、令和2年4月1日より施行する。

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令または定款に違反する行為
- 2 役職員または取引先その他利害関係者の安全または健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他の法人の内部規約に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満を除く)
- 4 法人の名誉または社会的信用を侵害し、または低下させるおそれのある行為
- 5 その他法人、役職員または取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為